

BERC Update

東京医科歯科大学生命倫理研究センター

- ■電話 (03)5803-4085, 4724
- ■FAX (03)5803-4725
- ■電子メール info.bec@tmd.ac.jp

生命倫理研究センター紹介

2019. 7. 10発行

No.23

TOPICS

- 生命倫理研究センター 紹介
- 研究不正と法令・指針 からの逸脱
- 臨床研究セミナーシ リーズ追加講義を開催 します!
- 2019年度・研究倫理講 習会を開催しました!

倫理審査に関連する 各種問い合わせ窓口

総務係

- ◆医学部倫理審査委員会 ◆医学部遺伝子解析研究に関す る倫理審査委員会
- 臨床試験管理センター 4575
- ◆臨床研究審査委員会 ◆IRB(治験等審査委員会)

歯学部

総務係

5404 ◆歯学部倫理審査委員会

総務課経理係

◆IRB(治験審査委員会)

5408

教養部

総務係

(047-300-)7103

難治疾患研究所

総務係

4504

生体材料工学研究所

総務係

(97-)8003

電子申請関連

医療イノベーション推進センター 4729, 4730

これまで、定期的に学内外 の研究倫理関連の情報提供を 行ってきた生命倫理研究セン ター (Life Science and Bioethics Research Center. BERC) ですが、今回はBERC がどのような活動をしている のか皆さんにご紹介したいと 思います。

1) 中央倫理審查基盤整備事 業 (H28~H30, AMED)

この事業は日本で始めて倫 理審査の集約化について議論 をした事業であり、成果とし て「多施設共同研究における ガイドライン」や「要件確認 書」などを制定することがで きました。ここでの議論はこ の後の臨床研究法の制定にも 影響を与え、実際に我々が臨 床研究法の利益相反管理の枠 組を作成することになりまし た。また、臨研法施行後の昨 年は、従来の指針下の非介入 研究についても倫理審査の集 約化をすすめるためのガイド ラインの改訂版などを作成し てきました。これらの事業を 通して学んだ経験は、日々の 学内の倫理審査の質担保にも

大きく貢献しています。

2) 研究公正高度化モデル事 業 (H28~R03, AMED)

この事業では研究倫理に関 する実践的教材作りに着手し、 実際の研究倫理審査申請書を 用いながら、その内容の吟味 を通して、各種指針や法令の 理解を深めることを目指しま した。さらに、本研究のなか ではこれらの教育効果を検証 する目的で、新たな『認定倫 理審查専門職』Certified Research Ethics Committee Professional, CRePという資 格を設け、研究倫理事務局ス タッフのキャリアパスやイン センティブに資することを目 的としています。

3) ゲノム医療実現推進プ ラットフォーム事業 (H30~ RO2. AMED)

この事業は本学のバイオリ ソースセンターをはじめとす る国内のバイオバンクについ て、それらが保有する試料や 情報の利活用を促進するため、 利用者にとって分かりやすい ハンドブックを作成し、倫理

審査や分譲審査などの概略を 理解してもらおうというもの です。

4) 倫理審査の事前審査

学内における通常業務とし ては医学部および歯学部の倫 理審香申請書類の事前審香が あります。皆さんが申請され た計画書を拝見し、倫理審査 書類とて体裁上の問題点や科 学的妥当性についても確認さ せていただいています。

5) 研究倫理の講義・講演等

学内(学部および大学院) での講義だけでなく、医学系 の学会や他大学、団体等にお いて、多くの学生、研究者に 倫理審査の重要性を語ってき ました。

6) 遺伝子診療科での診療

医学部附属病院においては 遺伝子診療科として、多くの 遺伝性疾患の患者さんに、臨 床遺伝に関連する情報提供や 心理社会的な支援をはじめ、 遺伝学的検査の実施、検査結 果の説明などを実施していま

研究不正と法令・指針からの逸脱

医学系研究がその他の科学 研究と比べ異なる点は人を対 象とすることであり、それゆ え研究の対象となる参加者 (研究対象者) の保護が最も 重要です。そのため科学的な 合理性のみならず、倫理的妥 当性も考えて研究を実施しな ければなりません。臨床研究 法や医学系指針は研究対象者 の保護のために存在します。 研究対象者の保護の例として、 研究対象者への研究実施に伴 うリスクの回避や個人情報漏 洩の予防などが挙げられます。 これら研究における倫理的な 課題に対する倫理審査委員会 の判断は時代とともに異なる ことがありえます。それは研 究倫理という概念が常に変化 し、揺らいでいるからです。

過日、Nature, Scienceが日

本人研究者を名指しで批判し た寄稿が掲載されました。 1996年から2013年にかけて発 表された骨折予防に関する論 文に不正があり、14もの論文 が撤回されましたが、その撤 回論文を根拠に作成されたガ イドラインの見直しまで余儀 なくされています。 Retraction Watchによると、 研究論文の5%しか発表して いない日本人が、撤回論文の 多い研究者上位10人のうち半 数を占めています。生物医学 研究において、世界が日本を 見つめるまなざしが徐々に変 化してきてしまっている感が 否めません。

このような研究不正や法 令・指針からの逸脱は特殊な 研究者が意図的に行ってしま うだけでなく、どの研究者も

巻き込まれてしまう可能性が あります。多施設共同研究の 研究代表医師が他機関の倫理 審査や利益相反マネージメン トの確認は難しいことがあり ます。しかし、共同研究機関 において倫理的問題が発生し た場合、機関の長あるいは研 究責任医師は一定の責任を負 わなければなりません。研究 責任者、研究責任医師の責務 を果たすことがこれまで以上 に求められています。

このような研究不正や法 令・指針からの逸脱に巻き込 まれないために、常にアンテ ナを張り、臨床研究セミナー などを通して最新の情報を アップデートすることが未然 に防ぐ一つの手立てと思われ ます。



BERC Update

No. 23 2019. 7. 10

東京医科歯科大学 <u>生命倫理研究センター</u>

〒113-8519 東京都文京区湯島1-5-45 1号館5階 5-19号室

電話

(03)5803-4085, 4724

FAX

(03)5803-4725

電子メールアドレス

info.bec@tmd.ac.jp

研究相談申し込み

内線: 7120

受付時間:平日10:00~16:00

BERC

生命倫理研究センター

Bioethics Research Center

国立大学法人

東京医科歯科大学



スタッフ

吉田 雅幸

江花 有亮

甲畑 宏子

大坂 瑞子

高橋 沙矢子

廣脇 歩

木村 恵子

小峯 真理子

正小 儿支

平出 仙恵

笠井 志保

Webサイトにてお待ちしております http://www.tmd.ac.jp/bioethics/

臨床研究セミナーシリーズ追加講義を開催します!

生命倫理研究センター主催の「臨床研究セミナー」は、臨床研究を実施するにあたって、研究者の皆様にぜひ知っておいていただきたい大切な情報をお届けするために、平成28年度にスタートしました。これまで全6回シリーズとしてご案内しておりましたが、このたび更に内容の拡充を図るため、昨年施行された臨床研究法に焦点を当てた講義を追加することといたしました。開催予定は倫理審査申請画面「講習会の開催予定」をご確認ください。

【開催内容】

第7回「臨床研究法(1)特定臨床研究と臨床研究の区別」

講師: 江花有亮(生命倫理研究センター 講師)

第8回「臨床研究法(2)臨床研究法の下の信頼性確保(モニタリング)とは」

講師: 榛澤義明 (医療イノベーション推進センター URA特任准教授)

【対象者】

侵襲を伴う介入研究、および臨床研究法に基づく臨床研究を実施している研究遂行者 (研究責任者、研究代表者、研究分担者)

臨床研究を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。倫理の最新の情報を得られるこの機会に、ぜひ追加講義をご受講くださいますようお願いいたします。

今後、「臨床研究セミナー」は、今回の追加講義を含めた全8回シリーズとして、2~3カ月に1度のペースでDVD講習会を開催する予定です。すでに本セミナーの修了証をお持ちの方も、倫理審査申請システムの"受講状況"でこれまでの受講歴をご確認いただき、未受講の回につきましてはご受講をご検討ください。

2019年度・研究倫理講習会を開催しました!

令和初の研究倫理講習会を 4月25日(木)に開催しまし た。

にあたり不明な点がありましたら、一度当HPをご確認ください。

続いて医療イノベーショス 推進センター長より、臨床とり で決しての最新事情を 学の状況について説明がました。「特定臨床で 審査をおこなう。 審査委員会も、今後、電子 での説明がなされました。

最後に産学連携研究センター長より、利益相反(COI)に

ついての説明がありました。 研究者が申告すべき様々な COIについてのルールや対応 について説明され、最後に研 究者に向けたCOI管理のelearningのご紹介がありまし た。

これからも適切な研究実施のための最新情報収集の場として研究倫理講習会、研究相談の場として生命倫理研究センターをご活用いただければ幸いです。

倫理審査の際に知っておきたい欲しいキーワード

共同研究機関: 研究実施機関であり、当該機関の長や研究者には指針上の責務が発生します。

研究協力機関: 資料や情報、調査フィールドの提供などに協力する者であり、指針上の責務は発生しません。 倫理審査委託依頼書: 共同研究機関から倫理審査を依頼された場合、当該書類の提出が必要です。

要件確認書: 共同研究機関の研究実施体制や研究者の倫理教育などの情報を<u>共同研究機関の研究者が自ら</u> 記載する書類です。

あとがきに代えて

生命倫理研究センターは、AMED文部科学省の特別研究経費「国際的な生命倫理学に関する研究創出事業」によって平成17年9月に期限付きセンターとして発足し、平成22年度から大学常設センターとなりました。学内の研究倫理支援業務に加え、医学系大学倫理委員会連絡会議(LAMSEC)の事務局支援、臨床では遺伝子診療科の運営に携わってきました。現在は、センター長はじめ、講師1名、助教2名、倫理審査支援業務に携わる事務系スタッフも5名と徐々に人員も整備されつつあります。センター発足以降、倫理指針の改定や統合、さらには新しい臨床研究法の施行など臨床研究をめぐる環境はまさに激動の時代を迎えています。この中で、当センターは行政担当との連携や競争的資金の継続的獲得によって、日本における研究倫理の指導的立場を維持しています。今後も本学における臨床研究の発展に貢献するセンターとして努力を続けていこうと思いますので、引き続きご支援のほどお願い致します。